

○ご家庭の水道工事や下水道工事は必ず市指定の工事業者で行ってください！！

上下水道局では、ご家庭の水道の新設等の給水装置工事や、トイレの水洗化などの排水設備工事を行うときは、市指定の工事業者に施行させなければならないと条例で定めています。給水装置工事をされる場合は「指定給水装置工事事業者（市指定の水道の工事業者）」に、排水設備工事をされる場合は「指定排水設備工事業者（市指定の下水道の工事業者）」に申し込んでください。

○上下水道局では訪問販売は行っていません

上下水道局では、お客様からのご依頼なしに各ご家庭に漏水調査、洗管作業や水質検査で訪問することはありません。また、上下水道局がお客様に作業代金を請求することはありません。疑わしいと思われる場合は、職員証や身分証明書の提示を求めるか、上下水道局までお問い合わせください。

○工事契約のときに気をつけましょう

水道工事や下水道工事の契約は、市指定の工事業者とお客様自身との間で行っていただくものです。工事後のトラブルなどを避けるため、次のことに十分にご留意ください。

- できるだけ複数の工事業者から見積りをとってください。
(見積りだけなら無料かどうかも確認してください。)
- 市指定の工事業者が分からないときは、上下水道局ホームページをご覧ください。
- 工事内容や費用についてよく説明を受けてください。
(業者によって料金などが違いますので、よく確認したうえで業者を決定してください。)
- 工事後の修繕などアフターサービスについて十分確認してください。
- 契約後のトラブルは消費生活センターへご相談ください。

※電話(072)221-7146(相談専用) FAX(072)221-2796

堺市上下水道局

〒591-8505 (住所の記載が不要な個別郵便番号です。)

堺市北区百舌鳥梅北町1丁目39番地2

ホームページ [堺市上下水道局](#) [検索](#)

X(旧Twitter): 堺市上下水道局「すいちゃん」【公式】sakai_suichan

LINE : 堺市上下水道局 @kbr7121d

お客様センター (ナビダイヤル0570-02-1132)
FAX 072-252-4132



● Aランクの材料のみ使用 紙へリサイクル可

44.5kg 2024.1 30,000冊 事サビ

水道のごあんない

お客様の水道のご使用について

- お客様番号は…
- すいりん(アプリ)確認コード…
- お客様の水道ご使用住所…
- お客様氏名は …………… 様
- 使用開始日は …………… 令和 年 月 日

*上記の内容に誤りがあれば、お客様センター(0570-02-1132)までご連絡ください。

- メーター検針月は ……

<input type="text"/>	奇数月
<input type="text"/>	偶数月

 です。
2か月に1回
- 料金のお支払いは ……

<input type="text"/>	奇数月	<input type="text"/>	10
<input type="text"/>	偶数月	<input type="text"/>	18
<input type="text"/>		<input type="text"/>	26

 の …… 日までです。
2か月に1回

(土・日曜日、祝休日の場合は、翌営業日が納付期限日となります。)



浅香山つつじまつり
(4月下旬ごろ公開)



三宝あじさいまつり
(6月上旬ごろ公開)



堺市上下水道局ホームページ

堺市上下水道局



堺市上下水道局
マスコットキャラクター
「すいちゃん」

○水道・下水道をご使用されるお客様へ（大切なお知らせ）

・次のことについてあらかじめご了承のうえ、ご使用ください。
ご使用にあたり堺市水道事業給水条例及び堺市水道事業給水条例施行規程が【給水契約】の定型約款となりますのでご確認ください。また、下水道の使用については堺市下水道条例の内容をご確認ください。
堺市水道事業給水条例等の全文については本市ホームページをご覧ください。

● 給水契約

市の条例等に基づき、市はお客様に給水し、お客様は市に水道料金をお支払いいただきます。条例等の定めにしたがった場合（水道料金をお支払いいただけないときや違反工事など）は、給水を停止させていただくことがあります。
（堺市水道事業給水条例第34条、第35条）

● 給水装置・排水設備

給水装置・排水設備は、お客様（賃貸住宅などの場合は家主様等）の大切な財産ですので、お客様ご自身で維持・管理していただくことになります。
（堺市水道事業給水条例第17条第1項、下水道法第10条第2項）

● 工事は市指定の工事業者へ

給水装置又は排水設備の新設等は、あらかじめ上下水道局に申し込み、承認を受けなければなりません。また、お客様に水道・下水道を安全・安心に使用していただくために、市指定の工事業者に依頼していただくことが、条例に定められています。
（堺市水道事業給水条例第11条、第12条第1項、堺市下水道条例第5条第1項）

● 転居等の届出をお忘れなく

水道を使い始める時だけでなく、お引越しや事業所の移転などで、今お使いの水道を使用しなくなるときも、届出が必要です。届出をお忘れになると、給水契約が継続し、水道料金・下水道使用料の基本料金をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
（堺市水道事業給水条例第8条第1項第2号、堺市下水道条例第10条）

● 下水道の使用

水道水や水道水以外の水（井戸水、雨水、工業用水など）を下水道に流す場合には、下水道使用料が発生します。下水道の使用開始時には届出をお願いします。**（堺市下水道条例第10条、第22条の2）**

● 業務の民間委託

「各種届出・お問い合わせの受付」「水道メーターの検針」「水道・下水道のご使用開始又は、休止に伴う現場対応」などは、上下水道局が民間事業者へ委託しています。

○スマートフォンアプリ『すいりん』

『すいりん』は水道料金等の確認やお支払いができる**便利なアプリ**です。ダウンロードは、無料です。

★情報の閲覧機能

- ・「ご使用水量のお知らせ」がアプリに通知され、閲覧できます。このお知らせは、適格請求書として取り扱うことができます。
- ・過去2年分の使用水量、料金の履歴が閲覧できます。
- ・上下水道局から各種お知らせがアプリに通知され、閲覧できます。



★スマートフォン決済機能

- ・請求通知が届き、PayPay又は、画面に表示されるバーコードを指定のコンビニで提示して料金の支払いができます。

★各種申し込み機能

- ・水道のご使用休止、市内転居によるご使用開始のお申し込み、クレジット決済申し込み他がアプリでできます。

※詳しくは、折込チラシ又は、堺市上下水道局ホームページをご参照ください。

○お問い合わせ窓口について

お客様センター（電話受付）		
連絡先	TEL	0570-02-1132 ^{イイミス} （ナビダイヤル） または 072-251-1132 ^{イイミス}
	FAX	072-252-4132 ^{ヨイミス}
受付内容	各種お申込み・お問い合わせは	赤水、道路上の水漏れや下水管のつまりなどの緊急の場合は
受付時間	平日 8:45~19:00 土・日・祝休日 9:00~17:00	24時間対応

* TEL・FAXは番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようにご注意ください。
* お客様センターの電話受付等業務は、上下水道局が民間事業者へ委託しています。

●お客様センターでは、次のような業務を取り扱っています。

💧水道をお使いになるときの受付

- 使用開始するとき。（必ず4～5日前までにご連絡ください。）
- 一時使用するとき。（水道の使用を休止している団地及び各戸検針実施のマンション・文化住宅・アパート等で室内改装で使用するとき。）

💧水道の使用をやめるときの受付

- 使用休止するとき。（必ず4～5日前までにご連絡ください。）
- 長期不在などで数か月間水道をご使用にならないとき。

- * 水道のご使用開始・休止は堺市電子申請システムによる24時間お申込みも可能です。
- * 水道のご使用休止・市内転居によるご使用開始はスマートフォンアプリ『すいりん』によるお申し込みも可能です。



（詳しくは、堺市上下水道局ホームページ [堺市上下水道局](#) [検索](#) をご覧ください。）

💧お届け内容に変更があったときの受付

- お客様の名義などを変更するとき。
- マンション・集合住宅などで、入居戸数が増えるとき。

💧納入通知書等の送付先について

- 水道のご使用場所以外へ納入通知書等の送付をご希望の場合は、お客様センターまでご連絡ください。

💧その他

- 濁り水・赤水など水質に関するお問い合わせ。
- 道路上での水道管の水漏れや下水管のつまりなどを発見されたとき。
- 水道管破裂事故等に関するお問い合わせ（断水・赤水等）。

○水道料金・下水道使用料のお支払い方法について

- ・ 水道料金・下水道使用料のお支払いは、2か月に1回です。

●クレジット決済でのお支払い

登録したクレジットカードで継続的にお支払いができます。
上下水道局スマートフォンアプリ『すいりん』（3ページ参照）からお申込みください。

- ・ クレジット決済をご利用になられるお客様には『すいりん』のご利用を必須とさせていただきます。また、クレジット決済をご利用になられるお客様には、上下水道局からのお知らせはすべて『すいりん』へ送信いたします。
- ・ お支払い回数は、1回払いのみです。
- ・ 1回のご請求金額が10万円以上となる場合は、クレジット決済の対象外となります。

◇ご利用可能なクレジットカード
下記ブランドロゴが付いたカードをご利用いただけます。



ご利用時の注意事項は、堺市上下水道局ホームページをご確認ください。

●口座振替によるお支払い

- ・ 金融機関等に出かける必要がなく、お支払いの手間が省けます。
- ・ 市内転居の場合、転居前の振替口座を引き続きご利用いただけます。

◎口座振替お手続きの方法について

★金融機関窓口でのお手続き

金融機関届出印、預金通帳及びお客様番号がわかるもの（ご使用水量のお知らせ等）を持参し、金融機関窓口にて口座振替納付依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、金融機関へ提出していただく方法です。

★インターネットバンキングでのお手続き

インターネットバンキングをあらかじめご契約されているお客様に限り、インターネットバンキングのページから口座振替をお申込みいただける方法です。（届出印不要・金融機関に行く必要がありません。）

★郵送によるお手続き①（切手不要）（ホームページからの様式をダウンロードする場合）

上下水道局ホームページ内にある口座振替納付依頼書と返信用封筒をダウンロードし、必要事項をご記入・押印のうえ、上下水道局へ郵送していただく方法です。

★郵送によるお手続き②（お客様センターから様式を取り寄せる場合）

口座振替納付依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、上下水道局へ郵送していただく方法です。口座振替納付依頼書をお持ちでない場合は、お客様センター（ナビダイヤル 0570-02-1132 FAX 072-252-4132）へお問い合わせください。

◎金融機関窓口または、インターネットバンキングでのお手続きが早くてお勧めです。

◎口座振替のお手続きにかかる日数について

- お申込みいただいてから口座振替の開始まで、おおむね1か月から2か月程度かかることがありますのでご了承ください。なお、手続きの完了は、「口座振替お取扱い開始のお知らせ」ハガキでご連絡します。それまでは、恐れ入りますが、上下水道局からお送りします納入通知書でのお支払いをお願いします。

◎口座振替日について

- 口座振替指定日は、水道メーターの検針にお伺いする日に応じて、検針翌月の10日、18日、26日のいずれかになります。
(土・日・祝休日にあたるときは、翌営業日になります。)

◎口座振替済のお知らせについて

- 次回の水道メーター検針時に「ご使用水量のお知らせ」により、請求年月、振替日、振替済金額をお知らせします。(7ページ参照)

◇口座振替をご利用いただける金融機関 (令和6年1月1日現在) 五十音順

尼崎信用金庫	阿波銀行	池田泉州銀行*	伊予銀行*
永和信用金庫	大阪厚生信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫
大阪信用金庫	大阪南農業協同組合	関西みらい銀行*	紀陽銀行*
京都銀行	近畿産業信用組合	近畿労働金庫*	堺市農業協同組合
三十三銀行*	成協信用組合	大同信用組合	徳島大正銀行*
南都銀行	のぞみ信用組合*	みずほ銀行*	三井住友銀行*
三菱UFJ銀行*	ミシ信用組合*	りそな銀行*	ゆうちょ銀行(郵便局)

*インターネットバンキングが利用可能な金融機関

●納入通知書によるお支払い

◎お支払い場所

- 上記記載の金融機関
- コンビニエンスストア (取扱いコンビニエンスストアは納入通知書の記載もしくは、「堺市上下水道局」[検索](#)でご確認ください。)
- お支払い等の窓口 (下記参照)

◎モバイル決済でのお支払い

各社専用アプリをインストールしたスマートフォンなどのモバイル端末のカメラで、堺市上下水道局が発行する納入通知書のバーコードを読み込むことで、いつでもどこでも、上下水道料金の支払いができるサービスです。ご利用できるサービスは「堺市上下水道局」[検索](#)でご確認ください。

(ご利用の際の注意事項)

- 上下水道局から領収書は発行できません。決済金額等は各社決済履歴画面等でご確認ください。領収書が必要な場合は、金融機関、コンビニ等の窓口でお支払いください。
- お支払いいただける金額には限度がありますので、各社ホームページをご確認ください。
- パソコン・フィーチャーフォン(ガラケー)による納付はできません。

●水道証明申請について

堺市電子申請システムを利用して、オンラインで申請手続きが行えます。(クレジットカードが必要となります。)

詳しくは、堺市上下水道局ホームページ「[堺市上下水道局](#)」[検索](#)をご覧ください。

○「ご使用水量のお知らせ」の見方について

『ご使用水量のお知らせ』

●お客様番号

お客様の水道使用場所を特定する番号です。上下水道局への各種お届けの際に、お知らせいただくとお客様への対応がスムーズに行えます。

●今回の検針結果について

ご使用期間は、前回検針日の翌日(又は使用開始日)から今回検針日までを表示しています。
「ご使用水量」＝「今回指示数」－「前回指示数」

ご使用水量のお知らせ

ご住所 北区百舌鳥梅北町1-39-2

お名前 水道 太郎 様

お客様番号	00000-00-00-00	[000]
ご使用期間 R *	R * . * . * (** 日間)	
今回指示数		** m ³
前回指示数 (-)		** m ³
メーター替前水量 (+)		m ³
ご使用水量		** m ³

請求予定金額のお知らせ

請求年月	令和 * 年 * 月		
	水量	金額	内消費税等相当額
上水道	** m ³	**** 円 (**** 円)	
下水道	** m ³	**** 円 (**** 円)	
請求予定金額		**** 円 (**** 円)	※税率は10%です。
お支払い予定日	令和 * 年 * 月 * 日		

この「ご使用水量のお知らせ」で料金のお支払いはできません。上記は予定金額で、変更となることもあります。下水道の水量は堺市下水道条例に基づき算定しています。

口座振替済のお知らせ

下記のとおり、振替させて頂きましたので、お知らせします。ありがとうございました。(金額には消費税等相当額を含みます。)

請求年月	振替日	振替済金額

検針業務受託業者 ○○○○○○ すいりん確認コード *****

TEL. 072-000-0000 担当 ○○○○

お問い合わせは、お客様センター(電話受付委託先)へ
TEL. 0000-00-0000 または 000-000-0000

堺市上下水道局 水道料金登録番号:T1800020001288
下水道使用料登録番号:T9800020001289

『請求予定金額のお知らせ』

今回検針のご使用水量に基づいて算定した水道料金、下水道使用料を表示しています。(消費税等相当額を含みます。)下水道を使用されていない場合は、下水道使用料の欄に「*」を記入しています。

『口座振替済のお知らせ』

口座振替でお支払いのお客様には、振替済金額・振替日等を表示しています。なお、口座名義・口座番号等は表示しません。

『すいりん確認コード』

スマートフォンアプリ「すいりん」の利用登録時に必要な8ケタの数字です。

『検針業務受託業者』

お客様を担当している検針業務委託の受託業者名・電話番号・今回検針の担当者名を表示しています。

『お問い合わせ先』

お客様センターの電話番号を表示しています。

『登録番号』

適格請求書発行事業者の登録番号を表示しています。「ご使用水量のお知らせ」は適格請求書として取り扱うことができます。

ご注意

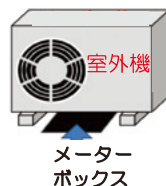
「ご使用水量のお知らせ」で料金等をお支払いいただくことはできません。また、上下水道局及び受託業者等が、「ご使用水量のお知らせ」により料金等をお支払いいただくことはありません。

○水道メーターについて

• 定期的に水道メーターの検針を行っています。

水道メーターの検針は2か月ごとに、上下水道局が委託した業者がご家庭を訪問して行っています。検針を正確かつ迅速にできるように、いつも見やすく清潔にしてくださいませようご協力をお願いします。【堺市水道事業給水条例施行規程第10条の3】

メーターボックスの上には室外機や植木鉢など荷物を置いたり、車や自転車を置いたりしないでください。(破損の原因にもなります。)
メーターボックスの中にコンクリートを流し込まないでください。(メーターの取替えができません。)



メーターボックス

犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。



家の増改築などで、メーターボックスが床下や屋内になる場合は、検針や取替えのしやすい場所へ移してください。



メーターボックス内は、いつもきれいにしておいてください。



※メーターボックス（蓋・本体とも）の修理、取替えを行う場合や水道メーターを移設する場合は有料になります。これらの工事は指定給水装置工事業者にお申込みください。（維持管理区分など詳しくは、10～11ページをご覧ください。）

• 水道メーターの破損、紛失にご注意ください。

上下水道局が設置した水道メーターは、お客様に管理していただくことになっています。家屋の解体工事、改築工事等で水道メーターを破損、紛失された場合にはお客様に弁償していただくこととなりますので、適切な管理をお願いします。【堺市水道事業給水条例第22条】



メーターボックス

• 定期的に水道メーターの取替えを行っています。

水道メーターは、計量法施行令に定められた有効期限(8年)に基づき取替えを行います。なお、取替日の前月末にハガキ等でお知らせします。取替えの際には、水を止めて作業をさせていただきますのでご協力をお願いします。上下水道局の委託した業者がご家庭を訪問し、取替えをします。取替費用は無料です。

• 定期的に水もれの点検を行いましょう。

宅地内の水もれは、大切な水道水が無駄になるだけでなく、お客様の料金にも影響します。水もれはお客様自身でも簡単に確認することができますので、定期的に点検を行うようにしましょう。

お客様の料金や、大切な財産である家屋にも影響します。



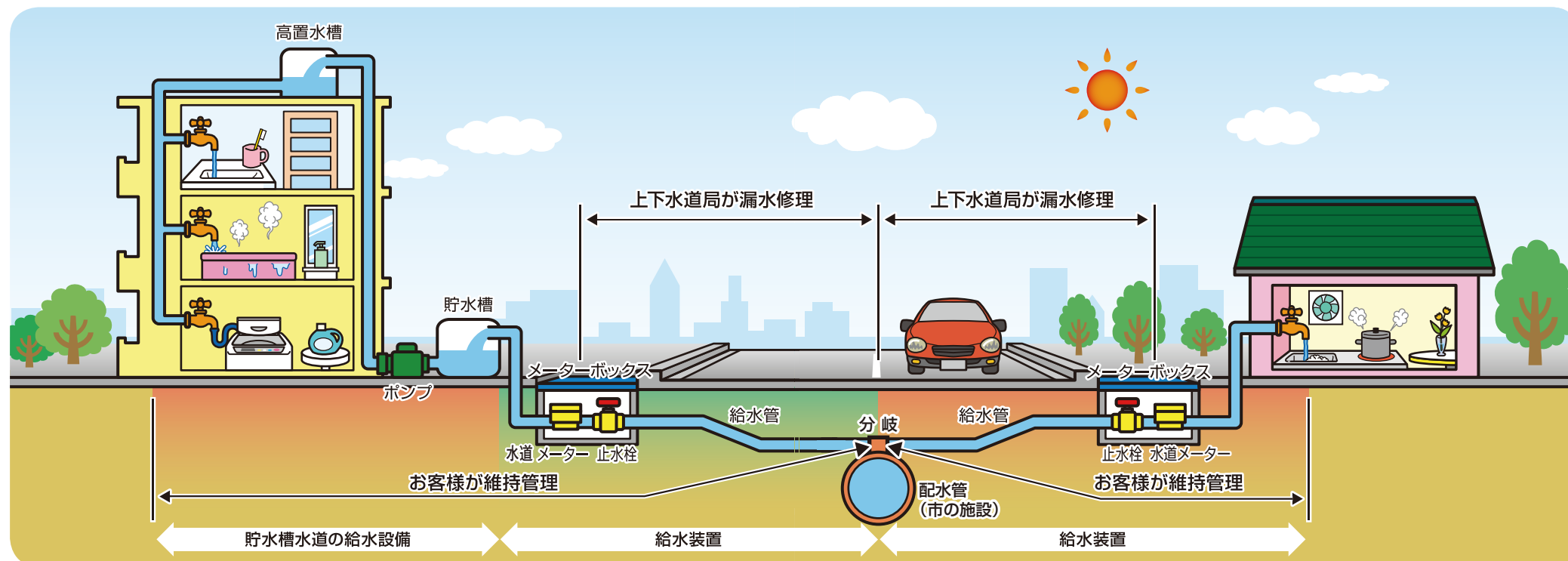
パイロット

• 水道メーターによる水もれの発見方法

水道を使用していない状態で水道メーターのパイロット（右図）が回転しているときは、水道メーターからじゃ口までのどこかで水もれしていますので、指定給水装置工事業者（上下水道局ホームページ参照）へ修理（有料）を申し込んでください。

○水道のしくみ（給水装置・貯水槽水道）

道路に布設されている配水管の分岐からご家庭に引き込まれた給水管と、これに取り付けている止水栓、じゃ口などの器具を総称して「給水装置」といいます。この「給水装置」はお客様（所有者）の財産です（ただし、水道メーターは除く。）ので、大切にお使いください。なお、水道メーターの取替えなどで、上下水道局が止水栓を開閉することがあります。



💧 貯水槽水道とは

マンションやビルなどの高い建物では、給水管から送られてきた水道水を一度貯水槽に貯め、加圧ポンプなどで各戸に給水しています。このような水道では、配水管から分かれたところから貯水槽の入口までを「給水装置」といい、貯水槽からじゃ口までを「貯水槽水道の給水設備」といいます。

💧 貯水槽水道をご利用のお客様へ

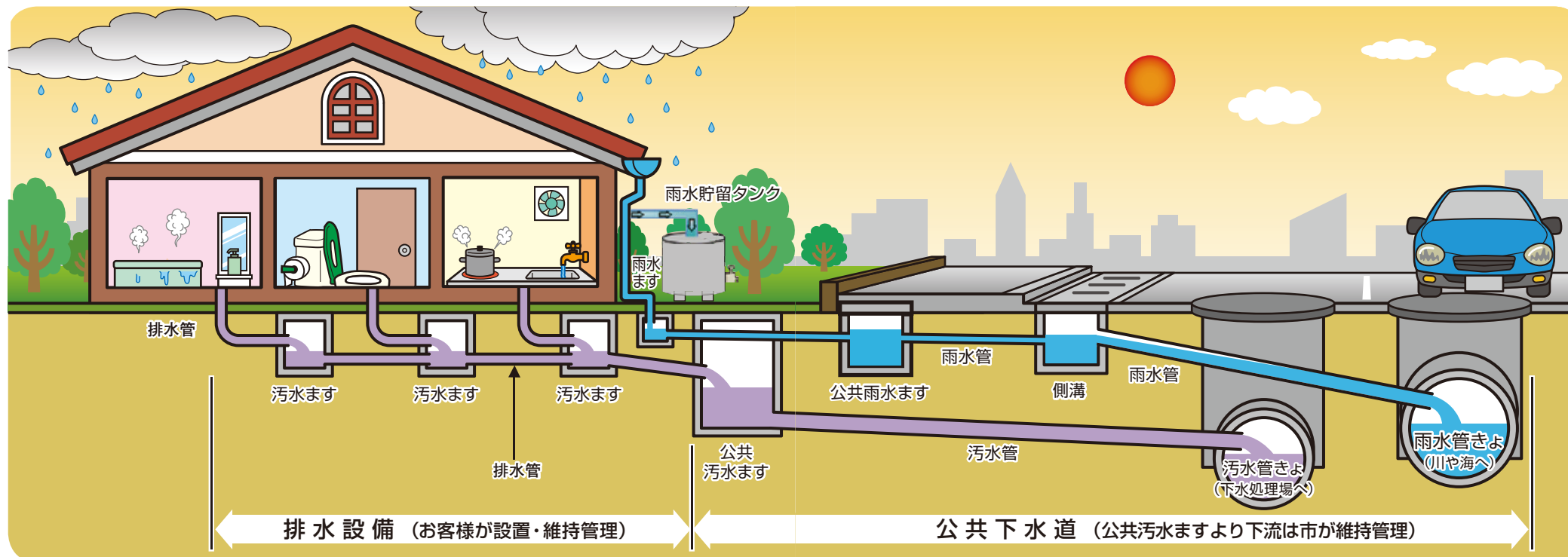
マンションやビルなどで貯水槽水道による水をご利用されていて、水質の異常（色・濁り・臭い・味）に気付かれた場合は、貯水槽水道設置者（ビルなどの所有者・管理者）に連絡してください。貯水槽以降の設備・水質の管理は、お客様（所有者）の責任となります。衛生的な水を確保するため、貯水槽などの施設の適正な管理が重要です。

💧 給水装置の管理・修理

給水装置は、水道メーターを除いてお客様（所有者）の費用で設置された財産です。飲み水が通っていますので、日頃から注意して管理をしてください。上下水道局が貸与している水道メーター以外の給水装置の修理やメーターボックス取替えの費用は、お客様（所有者）の負担になります。水もれがあればすぐに修理してください。（ただし、道路部分の水もれ等は、上下水道局が修理を行います。）また、ホースの先を、ためた水の中につけたまま放置すると、逆流の原因となる可能性がありますのでおやめください。気温が0℃以下になるとじゃ口・給水管・水道メーターの凍結が起こりやすくなります。さらに-4℃以下になると北向きの風当たりの強いところや露出しているところは、給水管の破裂が多くなるので、早めの防寒対策をしてください。

○下水道のしくみ（排水設備）

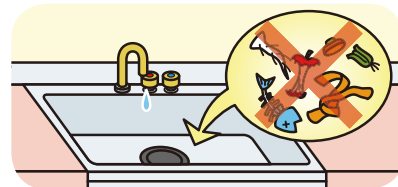
ご家庭の排水を下水道に流すために必要な宅地内の排水管やますのことを「排水設備」といいます。
この「排水設備」はお客様（所有者）の財産ですので、大切にお使いください。



●下水道を快適に使用するための注意

💧台所では

悪臭やつまりの原因になりますので、野菜くず、残飯、ごみ、食用油などは流さないでください。食用油の処分は、市販の凝固剤を使用するか、古新聞等を細かくし食用油をしみこませてゴミとして処理しましょう。



💧トイレでは

水に溶けない紙や紙オムツなどはつまりますので、流さないでください。



●くみ取り便所などをお使いの方は早急に水洗化を

側溝などに流している台所・風呂・洗濯機等からの生活雑排水は、川や海を汚す原因になっています。公共下水道をご使用いただける地域にお住まいで、くみ取り便所・浄化槽をお使いの方は、一日も早く公共下水道に接続してください。

●水環境の保護には、みなさんのご協力が必要です

道路で、雨の日、道路上の小さなゴミやタバコの吸い殻は、下水管を通してそのまま川や海へ流れていきます。道路は、いつも、清潔にするように、日ごろから気をつけましょう。

●ご家庭でできる雨水の再利用

雨につよいまちの実現に、雨を雨水貯留タンクに一時的に貯留することで、雨水の急激な流出を抑え、浸水被害の緩和につながります。貯めた雨水は、庭木の散水や打ち水にご利用ください。

〇こんなときどうするの？

症 状		対 応 方 法
水が出ない	 水が全く出ない。	お客様センターへお問い合わせください。 貯水槽を設置している建物の場合は、貯水槽水道の給水設備の故障等の可能性がありますので、まず設置者（所有者、管理会社等）にお問い合わせください。
	 水の出が悪い。	
水が漏れる	 ジャ口をしっかりと開けても水がポタポタ落ちる。	ジャ口のパッキンを取り替えれば直ります。もしくは、指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください。(有料)
	 使用していないときも便器に水が流れている。	すぐに水抜き栓または中間バルブを閉めて、指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください。(有料)
	 水道管が埋まっている付近の地面が濡れている、または水が噴き出している。	配水管から水道メーターまでの場合及び水道メーターのどちら側か不明の場合は、お客様センターへお問い合わせください。 水道メーターからジャ口までの場合は、指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください。(有料)
	 ジャ口から白く濁ったような水が出る。	白く見えているのは空气の泡です。しばらく置いておくと、泡は消えて透明になります。そのままお使いください。
水に色がある	 いつも濁った赤い水が出る。	お客様センターへお問い合わせください。
	排水口関係	 排水口の水の流が悪い。
 排水口から悪臭がする。		

※なお、指定給水装置工事業者及び指定排水設備工事業者に修理を依頼される場合は、トラブルを防ぐため、裏表紙の記載事項をよくお読みのうえ、契約を行ってください。

〇災害・事故に備えて

大規模な災害・事故が発生した際には、指定避難所への応急給水など様々な対応を行います。資材や人員にも限りがある中、一定の時間がかかることが想定されます。このページでは、その間、ご自身やご家族の命や生活を守るために市民の皆様をお願いしたい「自助・共助」の取り組みを掲載していますので、ぜひ、内容をご確認いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

① 飲料水・携帯トイレの備蓄

水：ひとり一日3リットル7日以上
携帯トイレ：ひとり一日5回分7日以上

※7日以上での備蓄が難しい場合は、最低でも3日以上での備蓄に努めましょう。



普段から少し多めに飲料水等を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料や飲料水を家に備蓄しておく方法を「ローリングストック」と言います。「ローリングストック」のポイントは、日常生活で消費しながら備蓄することで、保存食でありがちな「いつのまにか賞味期限が過ぎていた」という失敗が少ないことです。ぜひローリングストックを活用して災害に備えましょう。

② 指定避難所での上下水道設備の設置

小学校を中心とした指定避難所には以下の上下水道設備を配備しています。災害時には地域の皆様にも組立・設置にご協力いただきますようお願いいたします。

組立て式簡易給水タンク



1,000ℓの水を貯めることができます。軽量で容易に組み立てることができ、接続されている蛇口から飲料水を受けることができます。

すいちやんのビックリじゃぐち



敷地内の給水管が破損した場合でも、大阪広域水道企業団からの給水ルートが確保されていれば地震に強い水道管から直接水が出せる給水設備です。

マンホールトイレ



専用のマンホール蓋を開けて便器と上屋となるパネルを組み立てて完成する水洗トイレです。

それぞれの組立方法等をHPや上下水道局のYouTubeチャンネルで公開しています。